

申請の流れ

 申請者

 事務局

① 補助金交付対象申請



提出

提出書類 ※ホームページにてご確認ください。

提出期限

令和9年1月29日(金)
(補助対象システムの工事着手前に提出)



- ※ 上記期限内に、不備・不足がない状態で書類を提出ください。
- ※ 不備・不足が解消されない場合は、補助金交付非対象となります。

通知受理

補助金交付対象
決定後の工事着
手が補助金交付
の要件です。

(システムが設置された住宅を
購入する場合)補助金交付対象
決定後の入居が補助金交付の
要件です。

工事着手

届出は不要です。

申
請

工
事
・
入
居

完
了

デ
ー
タ
報
告

② 補助金交付請求



提出

提出書類 ※ホームページにてご確認ください。

提出期限

設置工事完了日または入居日のいずれか
遅い日から起算して60日まで (郵送の場合必着)
(※上記の日から60日が経過していない場合でも、
令和9年2月26日(金)を最終期限とします。)

- ※ 上記期限内に、不備・不足がない状態で書類を提出ください。
- ※ 提出期限までに請求が無い場合、あるいは、不備等への対応が
されないまま期限を超過した場合は、補助金は交付されません。



通知受理

補助金受領

郵送

振込

受 付

不備・不足のない状態で
審査スタート!

書類審査

②補助金交付決定

補助金交付決定通知書

③補助金交付

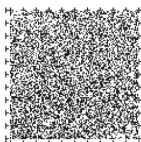
受 領

4週間程度

4週間程度

郵送
FAX
E-mail

Uni-Voice



Uni-Voice 対応

問い合わせ・申請書提出先

福岡市地球温暖化対策市民協議会

福岡市住宅用エネルギーシステム導入支援事業補助金交付事務局

(近畿日本ツーリスト株式会社 福岡支店内) 〒812-0024 福岡市博多区綱場町1-1 D-LIFEPLACE呉服町8階

TEL 092-260-3252 FAX 092-260-3253

MAIL fukuoka-energy@or.kntct.com

補助内容

A 単体補助

「家庭用燃料電池」を単体で導入する場合

B 組み合わせ補助

「リチウムイオン蓄電システム」「V2Hシステム」「高効率給湯器（エコキュート）」「家庭用燃料電池」のいずれか1つ又は組み合わせで導入する場合

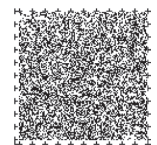
※住宅用太陽光発電システム及びHEMS(以下、「補助条件システム」という)の設置が条件

組み合わせパターン

補助区分	補助対象システム				補助条件システム	
	リチウムイオン蓄電システム	V2Hシステム	高効率給湯器（エコキュート）	家庭用燃料電池	住宅用太陽光発電システム	HEMS
A 単体補助	—	—	—	●	不要	不要
B 組み合わせ補助	● (いずれか1基以上)				要 (既設又は新設)	要 (既設又は新設)

※ 補助対象システムの共通要件：未使用であること
 ※ 補助対象システムおよび補助条件システムについても、各要件あり
 ※ 高効率給湯器（エコキュート）と家庭用燃料電池については、いずれか一方しか補助金交付対象申請ができない

太陽光発電設備を設置した際のシミュレーションが可能です。詳しくはコチラ▶



Uni-Voice 対応



補助対象システム・補助金交付額・補助対象住宅

補助対象システム	補助金交付額(※)	補助対象住宅
リチウムイオン蓄電システム	機器費の1/2 (上限額は蓄電容量に応じ下記とする) ① 9.0kWh 未満:15万円 ② 9.0kWh 以上14.0kWh 未満:30万円 ③ 14.0kWh 以上:45万円	戸建住宅 集合住宅
V2Hシステム	機器費の1/2 (上限20万円)	
高効率給湯器（エコキュート）	定額2万円	
家庭用燃料電池	定額5万円	

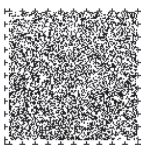
(※) 本事業による補助金は、国等の他機関からの補助金との併用が可能。ただし、国等の他機関からの補助金と算出した補助金交付額の合計額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を補助金の交付額の上限とする。端数が出た場合は千円未満切り捨て。

次の場合は補助金の交付は出来ませんのでご注意ください。

- 補助金の交付対象申請の審査時に、福岡市税に係る徴収金に滞納がある場合。
- 補助金交付対象決定前に、補助対象システムの設置工事に着手している場合。
(ただし、補助対象システムが設置された住宅を購入する場合は、この限りではありません。)
- これまでに市民協議会から同一の補助対象システムの設置に際し、すでに補助金の交付を受けている場合。
(ただし、当該システムについて要綱に規定している管理期間が満了している場合、財産処分及び変更が承認されている場合、又は補助金の返還が完了している場合はこの限りではありません。)
- 補助金交付対象決定を受けた後、不備・不足のない状態で補助金交付請求書及び必要書類を、補助対象システム及び新設の補助条件システムの設置が完了した日又は入居した日のいずれか遅い日から起算して60日までに提出しない場合。
(60日を経過していない場合でも令和9年2月26日(金)を最終期限とします。)



契約を急がせる事業者にはご注意ください。また、見積りは複数の事業者に依頼することをお勧めします。



Uni-Voice 対応